

『サービス等利用計画』の作成について

令和7年10月1日

障がい福祉サービスを利用するすべての方に「サービス等利用計画」の作成が必要になりました。これは、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービスの利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために行われるものです。



● 「サービス等利用計画」とは？

障がいがある方の希望する生活や課題の解決に向けた目標に応じて、利用するサービスやその具体的な内容、その他サービス以外の社会資源の利用など、障がいがある方の目標に合わせた支援をどのようにしていくかを計画するものです。この計画に基づき、サービスを提供する事業所は個別支援計画を作成し支援を行います。計画を作成したあとは、一定期間ごとに原則自宅へ訪問して面談を行い、計画に記載した目標がどのくらい達成できたかを確認していきます。

● 「サービス等利用計画」は誰が作るの？

特定相談支援事業所の相談支援専門員に依頼することができます。市内にある特定相談支援事業所は次のとおりですので、希望する事業所に依頼をしてください。なお、サービス等利用計画の作成を特定相談支援事業所に依頼しても利用料（本人負担）は必要ありません。

また、自分で計画（セルフプラン）を作ることもできます。詳しくは、市障がい福祉課までお問い合わせください。

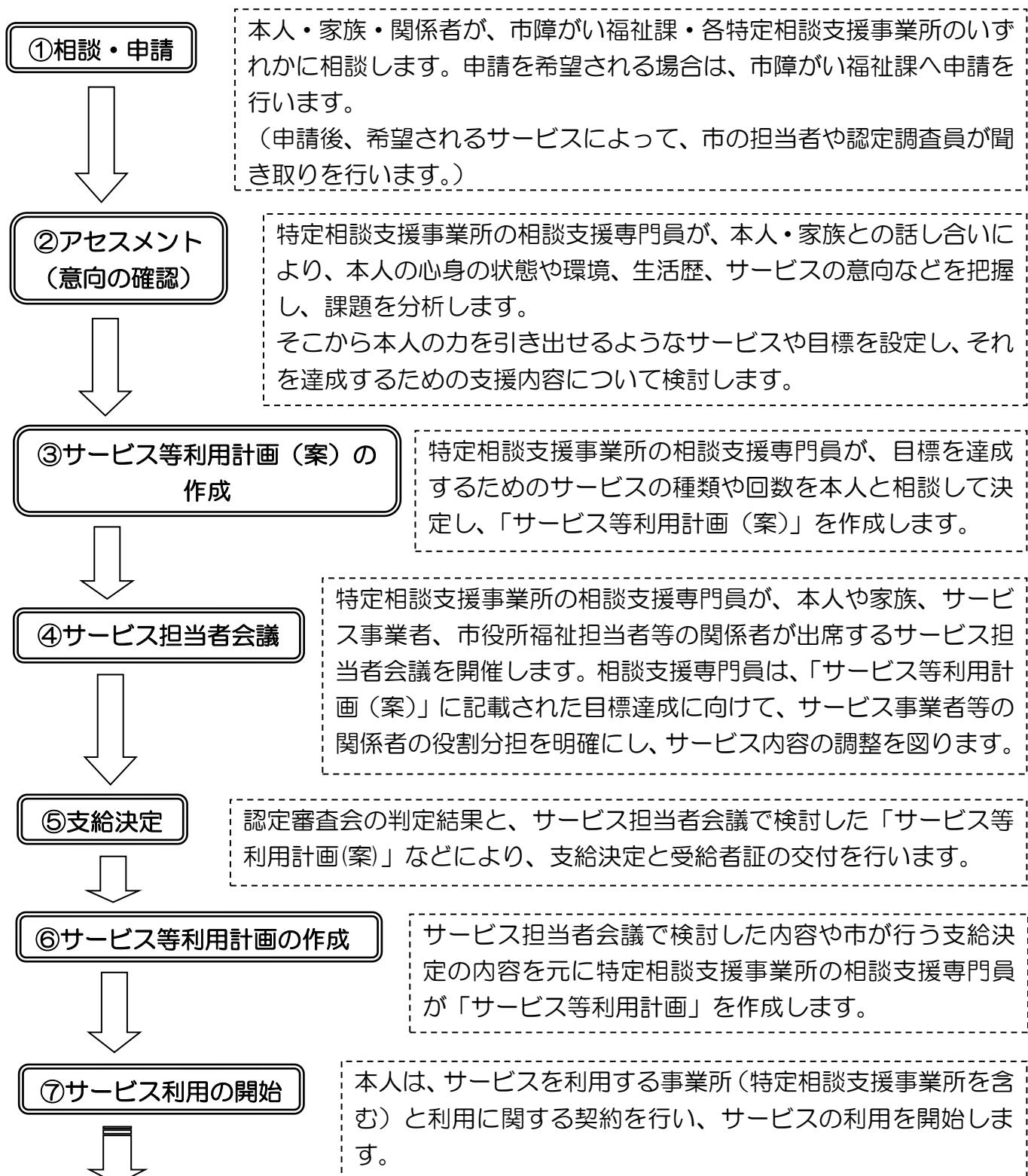
特定相談支援事業所

事業所名	18歳以上	18歳未満	電話／FAX
（福）虹の会 計画相談支援センター虹	○	○	25-8122／25-8132
（福）ゆたか会 こころいちばん計画相談支援センター	○	—	22-4089／22-4131
（福）すぎやまの家 相談支援事業・ひろかわ	○	○	24-0045／24-0054
（福）たかしま会 藤美相談支援事業所	○	○	20-5603／28-0075
合同会社エルブイアール 相談支援事業所みち	○	○	25-3000／25-3100
（NPO）近江湖西会 計画相談支援センターここはし	休止		090-6977-2554 (10:00～14:00)
（NPO）和・のどか こもれび計画相談支援事業所	○	—	20-5782
高島市 児童発達支援センター エール	○	○	28-7016

お問い合わせ先

高島市役所 障がい福祉課 ☎25-8516 FAX25-8054

◆サービス等利用計画作成の流れ◆



特定相談支援事業所の相談支援専門員が一定期間ごとに、本人の生活状況の変化やサービス等の支援内容が適切であるか、利用者が満足しているか、目標達成の状況等を確認するモニタリングを行います。モニタリングの結果、目標や支援内容などの変更がある場合は、「サービス等利用計画」の見直しを行います。